無給となった場合の共済掛金等の徴収について

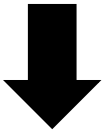
共済組合の掛金等(短期掛金、介護掛金、子ども・子育て支援掛金、厚生年金保険料、退職等年金掛金)は、毎月組合員の給与から控除され、共済組合に納められています。

休業等の事由で無給となった場合の掛金等の徴収についてお知らせします。

無給になったとき

自己啓発休業　大学院修学休業

配偶者同行休業　病気休業(無給)　等



組合員がその月の掛金等を月末までに共済組合へ納付

※市町村費支弁職員は各給与支給機関へ支払う

支払い方法

共済組合から送付される請求書に基づき納付

●請求書には掛金種別ごとに金額・振込先口座を記載しております。それぞれ納付いただきますようお願いします。なお、振込手数料は組合員負担となりますのでご了承ください。

●休業等が継続し、支払いが継続する場合は、『口座振替』を選択いただくことも可能です。

※市町村費支弁職員は各給与支給機関へご確認ください。

注意事項

●産前産後休業及び育児休業以外での掛金等の免除制度はありません。

●病気休職でも給与が支給される８割休職等の場合は、通常どおり毎月の給与から掛金等は控除されます。

問い合わせ先　共済経理班（096-333-2679）